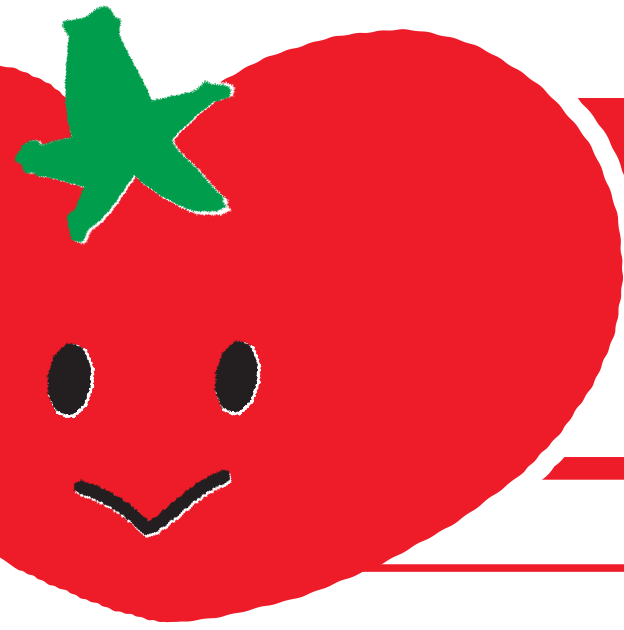


とまちゃん通信

角ともこ県議会レポート

2007.11 November vol.3



いつまでも安心して暮らせる島根に

～九月定例議会でも質問～

9月14日から10月12日までの会期で開かれた九月定例会では、高齢者への支援をテーマに、災害時の支援、住宅の耐震化への支援、介護保険制度改正による影響と取り組みなどについて9月26日に一般質問をしました。この質問と答弁の概要と、この議会で審議された「財政健全化基本方針(案)」について報告します。

災害時の救援体制

大震災として皆さんの記憶にもある阪神大震災から早12年が過ぎましたが、その後も何回もの大きな震災が起きました。今年に入ってから、3月に能登半島地震、7月には中越沖地震が起き、大きな被害が出ています。

先の中越沖地震では亡くなられた方のほとんどが家屋の倒壊によるものであり、すべての犠牲者が高齢者でした。このことから、高齢の人や障がいのある人など災害弱者と呼ばれる人たちの救援体制ができていくか否かが大きな鍵となります。

地域に住む援護が必要な人を把握するために名簿作りは重要ですが、そのあとの名簿を活用した日ごろからの地域での災害に対する取り組み、そして日常生活の中での要援護者とともに暮らす仕組みができていなければ、いざというときに役に立ちません。

自主防災組織づくりの促進や地域福祉を巻き込んだ仕組みづくりについて、市町村や県民に対しての働きかけなど県の取り組みをお聞かせください。

【知事】 本年の7月には、災

害時の要援護者避難支援ガイドラインをつくり、地域ごとにネットワークができてつづつありますが、そういうものに役立つようなガイドラインも示しているところでは、今、市町村においては松江市、出雲市、益田市等で行っている事業、活動を既に始められていますが、まだ行っていない市町村もあり、県としては市町村等に働きかけて、このような取り組みを通じて地域の自主防災組織の強化に努めていきたいと考えています。

住宅の耐震化

家屋の倒壊を未然に防ぐため、木造住宅の耐震診断、耐震補強計画の支援、耐震補強工事について国土交通省は助成事業を行っており、この制度を活用した取り組みも求められています。静岡県では耐震診断は無料、耐震補強計画は費用の三分の二以内で限度額9万6千円の補助、さらに耐震補強工事は市町村の上乗せ額によつて違いはありますが、30万円から最大80万円までの助成制度を設けています。

全国36都道府県で耐震診断の助成を、25都道府県で耐震補強工事の助成を行っており、県内では松江市と安来市の二

市が住宅の耐震診断助成を行っているだけで、島根県では助成制度を設けていません。個人の資産に対して助成することへの議論もありますが、災害にあつても再び自宅で暮らすことができるために、そして県民の生命を守る事業として、ぜひこうした耐震診断から、計画づくり、耐震補強工事に至る一連の助成事業に取り組んでいただきたいのですが、県ではどのようにお考えでしょうか。

【知事】 震災による人的被害の軽減を図るためには住宅の耐震化は効果的で、これを県としては進めるよう努力をしています。本年2月に島根県建築物耐震改修計画を作成しました。平成27年度末に耐震化率を現在の64%から90%に引き上げるよう計画をしているところです。

他県における助成制度の状況なども勉強していかなければならないと思います。国も市町村が行い、あるいは県も行うといった場合には、国の助成もあり、市町村と協力しながらやっていくべき課題ではないかと思つてます。

※あわせて、教育

県内公立小中学校
○耐震診断率66.9% (全国平均: 89.4%)
○耐震化率56.0% (全国平均: 58.6%)

介護保険制度

長に学校の耐震化に向けての取り組み状況を質問しました。

介護の社会化として発足した介護保険制度は、2000年の制度スタート時から五年間で、要介護、要支援の認定を受けた人が全国で約218万人から約411万人へと二倍近く増え、特に要支援、要介護1といった軽度の人が2.4倍と大幅に伸び、認定者のおよそ半数を占める状況となり、さらに増え続けています。それに伴いサービスが大幅に伸び、費用が急速に増大したことや、今後さらに高齢化が進むなかにあつて適切に対応できる制度への転換を図るため、昨年、国は制度改正を行いました。

これまでのサービスのあり方では軽度の人の状態改善あるいは悪化防止につながっていないとの指摘から、今回の改正では、「予防重視型システム」に転換が図られました。

しかし、この転換によつて、軽度の認定を受けていた人のサービスのあり方が変わり、これまで



高齢者への支援について質問

を受けていた家事援助のサービスが受けられなくなり、ゆっくりと話を聞いてくれたヘルパーさんもすることだけだとさうさど帰つてしまうなど、味気ないサービスに変わってきたことに不満の声も出ています。すでにサービスを受けていた人たちは十分に理解されていますし、家事が負担となる高齢者もたくさんいます。こうした軽度の介護認定者からの不満は県には上がってきていないのでしょうか。こうした高齢者への対応はどのようにされているのでしょうか。

【健康福祉部長】 軽度の要介護認定者である要支援1及び2の高齢者に対し、介護予防サービスの実施をするのが本人の自立につながるものであることから、メリットが大きいのではと考えています。

しかしながら、指摘もありません。この介護予防の導入は制度の大幅な見直しであったことから、その対象となった高齢者の方に混乱や戸惑いがあったと認識をしています。ま

地域住民による介護予防

介護予防を進めていくためには、地域住民を巻き込んだ予防事業も大きな効果を生むと私は考えていますが、高齢化のトップを走る県として介護保険事業を超える独自の取り組みをするお考えはないでしょうか。

【知事】 地域の住民と一緒に介護予防の活動をされることは介護の必要性を長期的には減らすことになつて、介護のコストを下げる予防の活動を強化していく必要があると考えています。

いきいきファンド事業18年度実績で見ますと、夢ファクトリー事業(就労の場づくり)で26団体に対して3千万円の支援、さらに、地域活動支援事業が15件、約1千万円の支出をしていますが、そういう中で地域が一体になつて高齢者がそこに参加することは、大変重要なことです。今後ともこうした取り組みを積極的に支援していきます。

とまちゃん通信

介護報酬の引き上げ

先ごろ、大手訪問介護サービス事業者のコメントの事件によって介護保険事業の問題の一面がクローズアップされました。介護報酬が切り下げられる中で、少しでも収益を上げようと、事業者は自社のサービスへ誘導したり、職員を非正規で雇い賃金を抑えたり、効率よく働くよう厳しく時間管理していることなどが報じられています。

そんな中で経営努力している知り合いの事業者も、「報酬単価が下がり収益が少なくなった。けれど、職員にはある程度の給料を払ってあげようと思うと自分の給料を切り詰めるしかない。」と厳しい現状を訴えていました。

また、介護福祉士を養成する専門学校では、「賃金の面を見ても県内と都会では随分開きがあり、学校としても卒業生の就職先として県内事業者



いつまでも元気に安心して暮らせる社会に

を紹介するのも気が引ける。」といった声も聞かれます。

実際に、財団法人介護労働安定センターが、3万7千余りの事業所を対象に昨春秋に行った三年に一度の大規模調査により、指定介護サービス事業所の従業員50.2%が非常勤職員で、事業所全体で1年間の離職率は20.3%、離職率30%以上の事業所が四分の一という状況です。

介護報酬は国で基準が定められていますが、高齢化率日本一の島根県として保険者と協力して独自の介護報酬を定めるお気持ちはないでしょうか。また、国に対して報酬単価の引き上げを求めるなど、介護保険財政の圧迫を挙げて事業費抑制へと走っている、今の制度のあり方を今一度考え直す必要があることを強く訴えられるよう求めますが、いかがでしょうか。

【知事】 介護の報酬等の決め

方自身を変えるというのでは難しいと思います。単価と同時に保険料とも関連しますので、そういう意味で難しいです。

私どもとしては、介護保険制度は今後も高齢者の生活を支えるためになくしてはならないもので、給付と負担のバランスを保ちながら、制度をより円滑にかつ安定的に維持していくことが重要だと考えています。

県としては、これまでも全国知事会などを通して、過疎地域や離島を抱える島根県のような地域の特性と、各種サービスの利用状況を踏まえた介護報酬の見直しなど、具体的な改善策を訴えてきていますが、引き続き国に要望していきたいと考えています。

※この他に、介護保険事業所の経営力強化に向けての経営アドバイザーや研修などの介護保険事業者への支援の状況及び今後の取り組みについて、そしてサービス質の確保にむけた第三者評価制度の導入状況について健康福祉部長に質問しました。

県民活動への支援

先の災害弱者への支援や高齢者介護などは、NPO法人など県民活動が期待される分野であり、また、公共施設の指定管理者としてNPO法人が受託しているものも多くあります。様々な分野で重要な役割を果たす住民活動への支援は今後もますます必要です。

それぞれの団体との連携がとりやすい立場にある公設公営型の島根県NPO活動支援センターは、両者にきちんと協働の意味を伝え、県民と県の協働を調整していく重要な役割を果たしています。

さらに、活動団体の相談、交

流、情報交換、ネットワーク作りの場としても大きな役割を果たしており、NPO法人を始め活動団体の皆さんは皆が集まれる場の存続も望んでいます。

先ごろ行われた県民いきいき活動促進事業の公開審査は、活動団体が互いに学び合うことができることから、今後NPO法人をはじめ県民主体の自立した活動を育てる意味でも有効ですが、島根の県民活動の状況と課題、活動を促進していくうえで今後の県の取り組みと活動支援のあり方についてお考えをお聞かせください。

【知事】 さきに総務省が発表しました調査結果により、過去1年間にボランティア活動をした人の割合は島根県では34%で、全国第2位ということになっています。また、現在のNPO法人の数で見ますと、毎年確実に増加しており、現在178法人です。人口10万人当たりのNPO法人の数では全国で14番目ということになっており、本県の県民活動は活発に展開されていると考えています。

活動団体が抱える課題としては、活動財源の不足あるいは人材の確保、組織力向上のためのマネジメント能力の向上ということが挙げられます。こうしたことから、厳しい財政状況ですが、今後とも公益性の高い県民活動を引き続き支援するとともに、しまねNPO活動支援センターと連携して組織運営の強化、人

県民いきいき活動促進事業
 ○応募状況 19市町村から64件
 ○採択状況 県民活動支援：14件
 NPO法人の自主活動強化支援：4件

財政健全化に向けて

議会では、財政健全化調査特別委員会を設けて、県の財政健全化の取り組みについて調査し、議会からの提言についての審議を6月28日から始めました。9月12日には県から左記の財政健全化基本方針(案)が示されました。

これまで県がしてきた社会資本整備への投資やそれによる維持管理費の増大などもあり、県のこれまでの取り組みにも責任があることを明確にし、県民への痛みがいつまでも、どの程度のものであるか、また、私たちの生活を守る予算が削られないようこれからも厳しく対応していきます。

財政健全化基本方針(案)〈抜粋〉 改革のための具体的施策

1. 行政の効率化・スリム化
 - (1) 職員定員削減計画の上乗せ：
平成15年から平成24年までの10年間で1千人の削減計画のうえに10年間で500人の追加削減の見直し：時間外勤務手当の縮減など
 - 給与の特例減額(給与カット)を平成20年4月以降も10年間、収支均衡を達成するまで継続。
特別職、職にはさらに減額率上乗せ
 - 知事等三役の退職手当の見直し
 - (2) その他組織の見直し、内部管理経費の縮減、外郭団体の見直し、公の施設の見直しなど
2. 事務事業の見直し
 - (1) 一般施策経費
平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね50%に削減
 - (2) 公共事業費
平成23年度の事業費を平成19年度の概ね70%に削減
 - (3) 経常経費
平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね90%に削減

3. 財源の確保
 県税収入の確保、地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけなど

材育成、こういったことを図っていく支援、あるいは財政的な自立を促すための支援を行っていきたく考えています。

次回の定例会は11月26日(月)から12月14日(金)までの開催で、一般質問は11月29日・30日、12月3日、問答質問は12月4日の予定です。詳しくは事務所までお問い合わせください。

角ともこ事務所

〒690-0064 島根県松江市天神町132
 TEL.(0852)28-8880
 FAX.(0852)28-8881
 【E-mail】sumi@tomachan.net
 【ホームページアドレス】http://www.tomachan.net/
 【発行者】角 智子

※詳しくは県のホームページに掲載
<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/torikumi/>